

「徳島県手話言語条例（仮称）の骨子案」に係るパブリックコメントの実施結果について

令和6年9月5日（木）から10月8日（火）まで、「徳島県手話言語条例（仮称）の骨子案」についてパブリックコメントにより御意見を募集したところ、17名の方から33件の御意見をいただきました。
御意見の概要と県の考え方は次のとおりです。

番号	いただいた御意見の趣旨	御意見に対する県の考え方
1	公的機関、病院などに手話通訳できる人が増えるように学ぶ場と手話が身近に感じるように小さい時から手話を見る機会が増えたらいいと思う。	本条例では、「手話を学ぶ機会の確保」について明記することとしております。条例制定後は、御意見の趣旨に沿った施策が展開できるよう取り組んで参ります。
2	ろう者との交流の場がもっと多くあればいいと思う。	いただきました御意見につきましては、今後の施策を推進する上での参考とさせていただきます。
3	手話言語条例制定後、各市町村に常勤の手話通訳者を雇用して欲しい。また、手話通訳者認定試験に合格することはなかなか難しいので、年に何度か手話検定の学習会を各市町村で実施して欲しい。	本条例の目的が達成されるよう市町村にも理解促進を図って参ります。また、いただきました御意見につきましては、今後の施策の参考となるよう、市町村にお伝えさせていただきます。
4	5（1）県民の役割として、「理解を深めるよう努める」というのはかなり控えめな表現と感じる。前文の最後の段落を反映した条文とするなら、理解し行動に移すところまで記載した方が良くと思う。	本条例では、県民が手話を学ぶ機会を確保するよう努めることについても明記することとしております。条例制定後は、県民に対する理解促進を図るため、手話を使用しやすい環境の整備を促進し、手話を学ぶ機会の確保に努めて参りたいと考えておりますので、皆様の御理解、御協力をお願いいたします。
5	8（1）「手話の習得」と、「手話で学ぶ機会の確保」が含まれているので、分けて記載してはどうか。手話が必要なのは「聴覚障がい児等」や「教職員」に限らず、ともに過ごす友人、登校時の安全見守り役の保護者や地域の人も該当するので、習得については広い対象へ。手話で学ぶ機会の確保は、合理的配慮の一つであり、実行するために学びを提供する側のバックアップ体制が必須と思う。	共生社会の実現を目指す上で、手話を習得する対象は、聴覚障がい児者や近くで関わる教員等だけではなく、全ての県民であると考えています。「学校」という限られた場面だけでなく、条文全体をとおして、様々な場面や機会において手話を学ぶ機会が確保されるよう内容を考えますと共に、今後の施策を実施する際の参考にさせていただきます。
6	8（2）保護者に対して「手話に関する学習の機会の提供」を明記することは賛成ですが、そもそも義務教育期間中に学ぶ機会を作っておいた方が前文の意図を周知・実現するのに確実と感じる。	市町村が設置する義務教育諸学校（小・中学校等）での取組については、各市町村の条例等において規定するものと考えます。県においては、設置者（市町村等）と連携し、「聴覚障がい児等及びその保護者等に対する手話に関する学習の機会の提供」並びに「教育に関する相談及び支援等に関する必要な措置を講ずる」こととしています。

7	障害者は災害時の避難等に不安を抱えていると思う。条例に災害のことが書かれていないが、今後起こりうる災害に備えて、条例に盛り込まないのか。	本県では、平成28年に施行された「障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例」において、災害時等の情報の確保について規定しております。災害時に備え、引き続き関係機関との連携のもと各種施策に取り組んで参ります。
8	手話を教える講師は教員だけではないため、すべての講師に研鑽する機会の提供を明記して欲しい。	本条例では、「手話を学ぶ機会の確保」について明記することとしております。また、本県では、平成28年に施行した「障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例」において、意思疎通支援者の養成等について規定しております。条例制定後は、御意見の趣旨に沿った施策が展開できるよう取り組んで参ります。
9	以下の取組みを提案したい。 地域 みんなが幸せに共生できる総合学習の拠点をつくる。手話に関心のある小・中・高生（保護者も含む）と一緒に地域のコミュニティで学ぶ。 ・校種の枠を外して、教諭がまとめて放課後に総合的にサポート指導 ・教諭の働き方改革（部活動の地域移行へ） ・部活動の地域移行で、異年齢のコミュニティづくり	本県では、「障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例」を制定し、すべての県民が障がいの有無にかかわらず、お互いに人格や個性を尊重しながら地域で安心して暮らすことのできる社会の実現をめざしております。いただきましたご意見は、今後の施策を進める上で参考とさせていただきます。
10	ろう者・ろう児といった「日本手話を母語」とする、1番手話を必要とする方へ、支援等が届くようにという意図が読み取れる。しかし、「ろう者」をクローズアップしすぎることは県が手話を取り巻く中で取り残される人を作る可能性があったことを認める条例のように感じる。難聴、中途失聴、盲ろう、家族、支援者、失語等多くの方が手話を必要としている。また、最近の若いうちは日本語対応手話の方も多く、日本手話に限定をするような書き方をすると、ろう者の一部も容易に取り残す結果になると思う。	本条例は、県民に「手話」に対する理解を促進し、「手話」を普及することで、手話を必要とするすべての方の意思疎通を行う権利を尊重し、共生社会の実現に寄与することを目的としております。県民への理解促進が図られるよう取り組んで参りたいと考えておりますので、皆様の御理解、御協力をお願いいたします。
11	徳島県の聴覚障害者（ろう者・児、難聴者・児、盲ろう者・児、中途失聴者・児など）はみんな同胞だから、まとまって手話言語条例を育てていく。分断することなく、助け合っていたらいいんじゃないかと思う。	御意見の趣旨に沿った施策が展開できるよう、皆様の御理解、御協力をお願いいたします。
12	この手話言語条例は、ろう者にとっては非常に嬉しいものだ。しかし、聞こえない上に見えない盲ろう者は、手話は見えないから分からない。触る手話（触手話）がないと、盲ろう者は分からない。	「触手話」も「手話」に含むものとして、ともに施策として取り組んで参ります。

13	手話も大事だと思うが、最も重要なことは「本人に応じた・本人が求めるコミュニケーション手段」が提供されることだと考える。技術の進歩によって、現代には様々なコミュニケーション方法が存在する。それらを個々の実態や状況に応じて、適切に選択・活用できることが求められていると感じる。「京都府」の条例のように、手話に限定してしまうのではなく、幅広く捉え、「障害特性に応じたコミュニケーション手段に関する知識及び技能を習得」や、「手話が言語であること及び聴覚障害者がその障害の特性に応じてコミュニケーション手段を選択することができることの重要性」といった内容や表現を是非御検討いただきたい。	ご意見のとおり、手話に限らず、様々なコミュニケーション手段が存在する現代社会においては、本人が自分に合った手段を選択でき、それが提供されることが重要であると考えます。 全国の学校で一定の水準の教育が受けられるようするために文部科学省が定める教育課程の基準「学習指導要領」においても、「児童生徒の聴覚障害の状況等に応じて、音声、文字、手話、指文字等を適切に活用して、発表や児童生徒同士の話し合いなどの学習活動を積極的に取り入れ、的確な意思の相互伝達が行われるよう指導方法を工夫すること。」「児童生徒の聴覚障害の状況等に応じて、補聴器や人工内耳等の利用により、児童生徒の保有する聴覚を最大限に活用し、効果的な学習活動が展開できるようにすること」と示されております。また、「障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例」の基本理念においても「障がいのある人が、可能な限り、手話をはじめ、色々な意思疎通の手段を選べるようにしたり、情報の取得や意思疎通の手段を選ぶ機会を増やしたりすること。」と謳われております。 引き続き、各学校においては、児童生徒一人一人の実態に適したコミュニケーション手段を活用しながら教育活動に取り組んで参ります。
14	（前文）過去に手話を使うことが禁止されても聞こえない人の立場がなぜ手話を使い、どう改善されてきたのか、聞こえない人の立場を踏まえた前文にしてほしい。	本条例を策定するにあたっては、聴覚に障がいのある方を含む団体の方々とともに検討を進めております。いただきました御意見につきましても参考とさせていただきます。
15	（８ 学校における手話の普及）学校における手話の普及が、聴覚支援学校や難聴学級だけでなく、全ての学校で進められるよう、その機会を確保することを求める条文を入れてほしい。	「聴覚障がい児等」以外の児童・生徒及び学生に対する手話言語に関する啓発や学ぶことのできる機会の確保は大切なことと考えています。いただきましたご意見を参考にしながら「全ての学校・全ての児童生徒」を対象とすることができる条文の表現や内容について検討して参ります。
16	（８ 学校における手話の普及）教職員、保護者が手話を学ぶ機会を確保できる機会の確保を求める条文を入れてほしい。	共生社会の実現を目指す上で、手話を習得する対象は、聴覚障がい児者や近くで関わる教員等だけではなく、全ての県民であると考えています。 条文全体をとおして、「聴覚障がい児等」が在籍する学校の教職員や聴覚障がい児等を育てる保護者以外の教職員や保護者に対しても手話を学ぶ機会が確保されるよう検討して参ります。
17	手話言語施策を県として進める推進協議会（仮）を、聞こえない人を始め当事者が加わる形で設置することを求める条文を入れてほしい。	条例制定後の施策等については、聴覚に障がいのある方にも参画いただいている「徳島県障がい者施策推進協議会」において、他の障がい者福祉に関する事項と併せて点検・評価等を行って参りたいと考えております。なお、いただきました御意見を踏まえ、「施策について定めようとするときは、あらかじめ、徳島県障がい者施策推進協議会の意見を聴くこと」を盛り込むことを検討いたします。

18	手話通訳（意思疎通支援）派遣の充実を求める条文を入れてほしい。	本県では、平成28年に施行された「障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例」において、情報の取得、コミュニケーションに対する支援として、「意思疎通等の手段の普及」について規定しております。引き続き、本条例に基づき必要な施策を展開して参りますので、皆様の御理解、御協力をお願いいたします。
19	全日本ろうあ連盟が実施している「手話言語の国際デー」（９月２３日）になり、県としての「手話の日」を定める条文を入れてほしい。	本県では、関係団体や県内市町村と連携し、「手話言語の国際デー」に合わせて、手話言語の認知を広めるライトアップイベントを県内各地で開催しております。引き続き、特定の日に拘ることなく、広く周知啓発に努めて参ります。
20	神奈川県の手話言語条例は、平成２６年に制定され、昨年改正された。その内容の一つは「条例が触手話や接近手話といった手話を使用するもの（盲ろう者）を含むことの明確化を図りました」とある。徳島県は制定に向けて検討を始めたところで、いちばん新しい条例を作ることになるが、今の骨子案には「触手話」「接近手話」が入っていない。盲ろう者の言葉は「本来、手話は聴覚障害者が使うもの、ろう者、難聴者、盲ろう者、そして健常者も使う」、つまりろう者だけが手話を使うのではない。県民全体が手話を使うような条例を目指してほしいが、骨子案だけではろう者だけが手話を使う印象を持つ。	本条例では、「ろう者」について、触手話を含む「手話」を使用して日常生活又は社会生活を営む者と定義し、言語である「手話」に対する県民の理解促進を図ることとしております。県民が、「手話」を理解し、学び、使いやすい環境整備の推進に努めて参りますので皆様の御理解、御協力をお願いいたします。
21	手話技術の高い手話通訳者の養成も課題だと思っている。徳島県内でどこでも手話通訳者養成講座が受けられる環境づくりに目を向けていただきたい。手話通訳者を目指したい、勉強をしたいという意欲があっても、地理的問題や子育て中などの理由で断念する人がたくさんいる。また、地域にも偏りができる。	本県では、平成28年に施行された「障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例」において、情報の取得、コミュニケーションに対する支援として、「意思疎通等の手段の普及」について規定しております。引き続き、本条例に基づき必要な施策を展開して参りますので、皆様の御理解、御協力をお願いいたします。

22	(前文2段落) しかし、聴覚口話法（聴覚の活用、発音・発声の訓練）が教育に導入され、手話の使用が禁止されたことにより、手話への偏見や差別など、ろう者の尊厳を著しく傷つけられた歴史がある。→しかし、わが国では、1880年から2010年まで130年間もの長きにわたり、聴覚口話法（聴覚の活用、発音・発声の訓練）が教育に導入され、社会的にも制度的にも手話の使用が禁止されたことにより、手話への偏見や差別など、ろう者の尊厳を著しく傷つけられた歴史がある。 (全文3段落) こうした状況においても、手話は、喜怒哀楽の表現や意思疎通ができる喜びとともに、手話を母語とする者たちの間で、受け継がれ、発展し、大切に培われてきた。→こうした状況においても、手話が継承され、発展してきた歴史は、人間のもつ言語獲得に対する本能的渴望を示すものである。手話により、喜怒哀楽の表現や意思疎通ができる喜びとともに、手話を母語とする者たちの間で、受け継がれ、発展し、大切に培われてきた。 (全文6段落) こうした認識の下、障がいのある人もない人も、すべての県民が互いを理解・尊重し、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる共生社会を実現するためにこの条例を制定する。→こうした認識の下、障がいのある人もない人も、すべての県民が尊重され、互いを理解し、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる共生社会を実現するためにこの条例を制定する。	いただきました御意見を踏まえ、歴史的な背景をしっかりと認識した上で、今後の施策を推進する上での参考とさせていただきます。
23	(2. 定義) ・ろう者 聴覚障がい者のうち、手話を日常言語として使用する者をいう。→・ろう者 ろう者独自の文化を持ち、手話を使い日常生活をおくる者をいう。	本条例では、言語である「手話」を県民に理解していただくため、「手話」には、「触手話」や「接近手話」など、広く対象に含むこととしたいと考えております。いただきました御意見につきましては、今後の施策を推進する上での参考とさせていただきます。
24	(6. 計画の推進) (2) 手話言語の意識を高め、手話を使いやすい環境整備のため「徳島県手話の日」を〇月〇日、前後1週間を「手話言語週間」とする。(追加項) (3) 9月23日「手話言語の国際デー」に県下一斉のブルーライトアップの普及啓発を図るものとする。(追加項)	本県では、関係団体や県内市町村と連携し、「手話言語の国際デー」に合わせて、手話言語の認知を広めるライトアップイベントを県内各地で開催しております。引き続き、特定の日に拘ることなく、広く周知啓発に努めて参ります
25	(8. 学校における手話の普及) (3) 県は、普通学校に通学する児童・生徒及学生に対して、手話言語に関する啓発を行い、手話言語を学べるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。(追加項) (4) 県は、手話言語の意義に対する理解を深めるため、学校教育で利用できる手話に関する資料の作成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。	(3) 「聴覚障がい児等」以外の児童・生徒及び学生に対する手話言語に関する啓発や学ぶことのできる機会の確保は大切なことと考えています。いただきましたご意見を参考にしながら「全ての学校・全ての児童生徒」を対象とすることができるとの表現や内容について検討して参ります。 (4) 単に「手話」を覚えるだけでなく、手話言語の成り立ち、意義や必要性など、背景となる部分を知っておくこと・理解しておくことは、今後、手話を言語として継承していく上で大切なことと考えます。貴重なご意見として受け止め、今後の「条文の修正」及び「学校教育で利用できる手話に関する資料の作成」の際に参考とさせていただきます。

26	(1 2. 手話言語施策推進協議会の設置) (1) 条例制定後、以下の事務を行なわせるため、徳島県手話言語施策推進協議会(仮称)を設置する。 (2) この条例の施行に関する事項について、検討・評価し知事に意見を述べることができる。 (3) 知事は、実施状況を公表するとともに、不断の見直しをしなければならない。(〇年毎に) (1) 項目は絶対に入れてほしい。	条例制定後の施策等については、聴覚に障がいのある方にも参画いただいている「徳島県障がい者施策推進協議会」において、他の障がい者福祉に関する事項と併せて点検・評価等を行って参りたいと考えております。なお、いただきました御意見を踏まえ、「施策について定めようとするときは、あらかじめ、徳島県障がい者施策推進協議会の意見を聴くこと」を盛り込むことを検討いたします。
27	前文 国際連合総会において・・・の段落の、障害者基本法にも、「言語(手話を含む)」・・・を、下記のように、障害者から改行していただきたい。 国際連合総会において、2006年に「障害者の権利に関する条約」が採択され、言語には、手話その他の非音声言語を含むことが明記された。 障害者基本法にも、「言語(手話を含む)」と明記され、法的にも認められたものの、手話に対する県民の正しい理解が浸透しているとは言えない。	いただいたご意見は、条例案の作成の際参考とさせていただきます。
28	7 手話を学ぶ機会の確保等 (2) 県はその職員が、一県は、県民が、に変えていただきたい。	県民が手話を学ぶ機会を確保することについては、(1)のとおり明記することとしております。 条例制定後は、御意見の趣旨に沿った施策が展開できるよう取り組んで参ります。
29	8 学校における手話の普及について、他の障がい児及び一般児童に対しての学びの機会についても記載してほしい。	「聴覚障がい児等」以外の児童・生徒及び学生に対する手話言語に関する啓発や学ぶことのできる機会の確保は大切なことと考えています。いただきましたご意見を参考にしながら「全ての学校・全ての児童生徒」を対象とすることができる条文の表現や内容について検討して参ります。
30	手話言語が必ずほしい。	いただきました御意見につきましては、今後の施策を推進する上での参考とさせていただきます。
31	県の手話言語条例には、ぜひとも手話通訳士(者)の身分保障を明記してほしい。徳島県で唯一手話言語条例が制定された三好市においては設置通訳士がフルタイムからパートタイムとなった。筆談では通じません。ろう者が市民と対等の権利が与えられるようお願いしたい。	本条例の目的が達成されるよう市町村にも理解促進を図って参ります。また、いただきました御意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただくとともに、市町村にもお伝えさせていただきます。
32	学校における手話の普及において、聴覚特別支援学校の先生が移動赴任の度に手話習得が円滑に出来るかどうか疑問に思った。	聴覚障がい児等に関わる教職員の手話に関する知識及び技能の修得は、意思疎通を図る上で重要なものであると捉えています。今回いただきました教職員の負担等に関する貴重なご意見は大切に受け止め、円滑な手話の習得が可能となる施策や体制づくりの際に参考といたしますと共に、徳島聴覚支援学校と緊密な連携を図りながら、手話の継承に努めて参ります。

33	障害者差別解消法が４月に完全施行されたが、多くの企業は法律を知らない。この条例施行後いかに、周知施行される施策も合わせてお願いしたい。	本条例では、「県民・事業者・ろう者等の役割」及び「事業者への支援」について明記することとしております。条例制定後は、市町村をはじめ、関係機関や事業者等に広く周知し、県民の理解促進につなげて参りたいと考えておりますので、御理解、御協力をお願いいたします。
----	---	--